

(様式第1号)

# 証 明 願

下記の事項を証明してください。

市区町村長 様  
年 月 日

証明願を提出される際、下記の点についてご注意ください。

- ① 1の証明書を狩猟者登録申請者（以下申請者）であるご本人が請求される場合は、①の欄のみ記載、押印してください。
- ② 2の証明書を申請者を扶養する方が請求される場合は、①及び②の欄をそれぞれが記載、押印してください。
- ③ 2の証明書を申請者本人が請求される場合は、①及び②の欄をそれぞれが記載、押印し、委任状の欄に申請者を扶養する方の押印が必要となります。

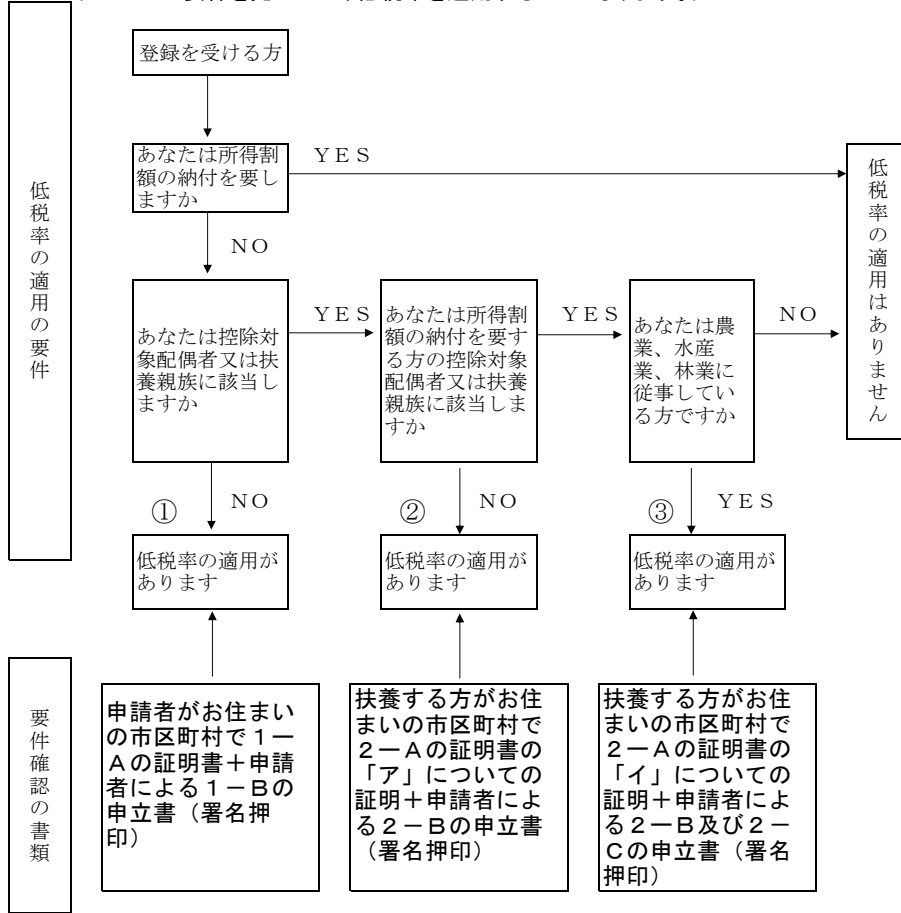
使用目的	狩猟税に関する申告書に添付するため	申 請 欄	
提出先	兵庫県知事	① 狩猟者登録申請者	
証明内容	1、2（アまたはイ）のうち、証明を必要とする項目に○をつけてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">1の証明書</div> 申請者が 年度分の道府県民税の所得割額の納付を要しないこと	(住所)  (氏名)  印	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">2の証明書</div> ア 申請者を扶養する次の者が 年度分の道府県民税の所得割額の納付を要しないこと イ 申請者を扶養する次の者が 年度分の道府県民税の所得割額の納付を要すること	(住所)  (氏名)  印	委 任 状  私は、上記の者を代理人として、この証明書の請求及び受領の権限を委任します。  ※委任される場合は、こちらにも押印してください。 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; float: right; margin-top: 10px;">印</div>

税 5 7 0 0 2

R02.06

## 申請者の皆様へ

狩猟税の低税率の適用を受けるためには、下記の図を参考にどちらの市区町村で証明書をもらうか、また、ご自身の申立書が必要かをご確認ください。(①、②、③のいずれか1つの要件を充たせば、低税率を適用することになります。)



## 税額表

狩猟税の税額は次のとおりです。低税率の適用を受けられる方は(4)、(10)をご覧ください。

区 分	登録を受ける免許の種類		
	網猟免許 または わな猟免許	第一種銃猟 免許	第二種銃猟 免許
(1) 一般の人(下記(2)から(10)までに該当しない人)	8,200円	16,500円	5,500円
(2) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける人	2,000円	4,100円	1,300円
(3) (2)の登録を受けた人でさらに、放鳥獣猟区および放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	6,100円	12,300円	4,100円
(4) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない人で、次のいずれかに該当する人(以下「低税率の適用を受ける人」といいます) ア. 控除対象配偶者または扶養親族に該当しない人 イ. 所得割額の納付を要しない人の控除対象配偶者または扶養親族に該当する人 ウ. 所得割額の納付を要する人の控除対象配偶者または扶養親族に該当する人で、農業・水産業または林業に従事する人	5,500円	11,000円	
(5) 低税率の適用を受ける人が、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける場合	1,300円	2,700円	
(6) (5)の登録を受けた人がさらに、放鳥獣猟区および放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	4,100円	8,200円	
(7) 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除
(8) 認定鳥獣捕獲等事業者が県内の区域を対象として、捕獲許可を受けた場合又は県もしくは国の機関から委託を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合において、従事者証の交付を受けた当該事業者の従事者が狩猟者の登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除
(9) 狩猟者の登録を受ける人が、申請日前1年以内に県内の区域を対象とした許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行っていた場合	4,100円	8,200円	2,700円
(10) 狩猟者の登録を受ける人(低税率の適用を受ける人に限ります。)が、申請日前1年以内に許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行っていた場合	2,700円	5,500円	